

平成26年6月6日

株 主 各 位

第148回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

マツダ株式会社

目 次

1. 事業報告

会計監査人の状況	・・・ 1頁
「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」に関する取締役会決議の概要	・・・ 2頁

2. 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書	・・・ 5頁
連結注記表	・・・ 6頁

3. 計算書類

個別注記表	・・・ 14頁
-------	---------

上記事項は法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.mazda.com/jp/investors/>) に掲載することにより、株主の皆様に提供したものとみなされる情報です。

1. 事業報告

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	210 百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	7
計	217

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額には、これらの合計額を記載しています。

② 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 293 百万円

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である連結子会社の財務報告プロセス改善に関するアドバイザー業務を委託しております。

(4) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けている子会社

当社の重要な子会社のうち、マツダモーターオブアメリカ, Inc.、マツダカナダ, Inc.、マツダモーターマヌファクトゥリングデメヒコS.A. de C.V.、マツダモーターヨーロッパGmbH、マツダモーターロジスティクスヨーロッパN.V.、マツダモーターズ（ドイツランド）GmbH、マツダモーターズUK Ltd.、マツダモーターロシア, 000、マツダオーストラリアPty.Ltd.、マツダ（中国）企業管理有限公司、マツダセールス（タイランド）Co., Ltd.、マツダパワートレインマニュファクチャリング（タイランド）Co., Ltd. は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けています。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと思われる場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、当社監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査役会決議に基づき「会計監査人の解任」又は「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求いたします。

「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」に関する 取締役会決議の概要

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書、各種決定書その他の取締役の職務の執行に係る情報については、法令、定款及び関連社内規程に従い、適切に保存及び管理を行い、監査役から閲覧要請がある場合はその閲覧に供する。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクマネジメント基本ポリシー及び関連社内規程に従い、個別のビジネスリスクについては各担当部門が、全社レベルのリスクについては各主管部門が適切に管理を行う。
- ② 経営上重大な事態や災害等の緊急事態が発生した場合は、社内規程に従い、必要に応じて緊急対策本部を設置するなど適切な措置を講じる。
- ③ 全社的なリスクマネジメントの推進を担当する役員と部門を定め、リスク・コンプライアンス委員会における重点課題の設定、各部門におけるリスク管理状況の確認・評価などの活動により、リスクマネジメントの一層の強化充実を図る。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営計画のマネジメントについては、中長期の経営計画及び年度毎の事業計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動する。
- ② 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程に定める付議事項に該当する事項すべてを取締役に付議する。
- ③ 日常の職務遂行については、職務権限規程、業務分掌規程及び関連社内規程に基づく執行役員間の役割分担及び執行役員への権限委譲等により効率的に行う。

(4) 取締役ないし使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会による監督機能の一層の強化及び経営の透明性の更なる向上を図るため、独立した立場の社外取締役を置く。
- ② マツダ企業倫理行動規範の下、コンプライアンスを全社的に総括する役員と部門を置き、各部門長をコンプライアンス推進責任者とするコンプライアンス体制により、取締役その他の役員ないし従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための取り組みを行う。
- ③ コンプライアンスの推進業務は、リスク・コンプライアンス委員会で審議する全社推進方針に基づき、コンプライアンスを全社的に総括する部門が主管する。

- ④ マツダ企業倫理行動規範の解釈・内容に関する迷いや疑問、マツダ企業倫理行動規範への抵触に関する疑問がある場合は、先ず上司に相談し、それでも解決されない場合はコンプライアンスを全社的に総括する部門に相談する。
- ⑤ 従業員が法令違反の事実を知ったときは、直ちに上司に報告する。当該従業員が、上司に報告することによっては問題が解決しないと判断したときは、速やかにマツダ・グローバル・ホットラインに通報する。マツダ・グローバル・ホットラインは、コンプライアンスを全社的に総括する部門及び第三者機関（弁護士）に設置し、法令違反の事実を通報した人や調査に協力した人に対する報復や不利益取扱をしない。
- (5) **株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
当企業集団の業務の適正を確保するため、社内規程に基づく連携と統制、リスク管理体制・コンプライアンス体制等のグループ会社への展開、グループ会社監査の実施、当企業集団中の大会社の常勤監査役をメンバーとするグループ監査役連絡会を通じた監査役間の連携等を行う。
- (6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
監査役の職務を補助する組織を設置し、取締役の指揮命令に服さない従業員を置く。
- (7) **上記(6)の使用人の取締役からの独立性に関する事項**
監査役の職務を補助する組織の所属従業員の人事異動及び人事評価については、人事部門は常勤監査役と事前協議を行う。
- (8) **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ① 取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。
- ② 取締役及び執行役員は、重大な訴訟・係争、会計方針の変更、重大な事故、当局から受けた行政処分、その他監査役会が取締役及び執行役員と協議して定める事項については、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実該当しない場合であっても、監査役に報告する。
- ③ コンプライアンスを全社的に総括する部門は、マツダ・グローバル・ホットラインへの通報の状況等について定期的に監査役に報告する。
- (9) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ① 各監査役は監査役会が定めた年間計画に従って取締役の職務執行の監査を行う。
- ② 常勤監査役は、経営会議その他の重要会議に出席する。
- ③ 監査役ないし監査役会、内部監査部門及び会計監査人の間で、定期的に会合を行うなどの密接な連携をとる。

- ④ 監査役は会合、業務執行状況についてのヒアリング等により、取締役、執行役員及び主要部門長との意思疎通を図る。
- ⑤ 当企業集団中の大会社の常勤監査役をメンバーとするグループ監査役連絡会を定期的を開催し、情報交換を行うなどの連携をとる。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当企業集団は、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。また、反社会的勢力及び団体から不当な要求があった場合には、必要に応じて外部機関（警察、弁護士等）と連携して組織的に取り組み、毅然とした対応をとる。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入しています。また、株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てています。

2. 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	258,957	242,649	△46,299	△2,192	453,115	409	△15,064
連結会計年度中の変動額							
当 期 純 利 益			135,699		135,699		
自 己 株 式 の 取 得				△12	△12		
土地再評価差額金の取崩			24		24		
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						743	13,841
連結会計年度中の変動額合計	—	—	135,723	△12	135,711	743	13,841
当 期 末 残 高	258,957	242,649	89,424	△2,204	588,826	1,152	△1,223

	その他の包括利益累計額					新 予 約 株 権	少 数 株 主 持 分	純資産合計
	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	在外子会社 年 金 調 整 額	退職給付に係 る 調 整 累 計 額	その他の包括 利 益 累 計 額 合 計			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	135,565	△72,200	△5,513	—	43,197	6	16,908	513,226
連結会計年度中の変動額								
当 期 純 利 益								135,699
自 己 株 式 の 取 得								△12
土地再評価差額金の取崩								24
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△24	16,614	5,513	△7,988	28,699	△6	△793	27,900
連結会計年度中の変動額合計	△24	16,614	5,513	△7,988	28,699	△6	△793	163,611
当 期 末 残 高	135,541	△55,586	—	△7,988	71,896	—	16,115	676,837

記載金額は百万円未満の端数を四捨五入しております。

連結注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|--------------------------------|--|
| (1) 連結子会社の数 | 59社 |
| (2) 主要な連結子会社の名称 | マツダモーターオブアメリカ, Inc.、マツダカナダ, Inc.、マツダモートルマヌファクトゥリングデメヒコS. A. de C. V.、マツダモーターヨーロッパGmbH、マツダモーターロジスティクスヨーロッパN. V.、マツダモーターズ(ドイツランド) GmbH、マツダモーターズUK Ltd.、マツダモーターロシア, 000、マツダオーストラリアPty. Ltd.、マツダ(中国)企業管理有限公司、マツダセールス(タイランド) Co., Ltd.、マツダパワートレインマニュファクチャリング(タイランド) Co., Ltd.、(株)関東マツダ、東海マツダ販売(株)、(株)関西マツダ、(株)九州マツダ、(株)マツダオートザム、マツダパーツ(株)、倉敷化工(株)、マツダロジスティクス(株)、マツダ中販(株)、マツダモーターインターナショナル(株) ほか |
| (3) 連結の範囲の変更 | 当連結会計年度において、新たに設立したマツダサザンアフリカ(Pty)Ltd、台湾マツダ汽車股份有限公司、及びマツダデコロンビアS. A. S.を連結の範囲に含めております。 |
| (4) 主要な非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由 | (株)マツダモビリティ関東等の連結の範囲に含めていない非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益並びに利益剰余金等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。 |

2. 持分法の適用に関する事項

- | | |
|-----------------------------------|--|
| (1) 持分法適用会社の数 | 15社 |
| (2) 主要な持分法適用会社の名称 | オートアライアンス(タイランド) Co., Ltd.、長安マツダ汽車有限公司、長安フォードマツダエンジン有限公司、一汽マツダ汽車販売有限公司、マツダソラーズマヌファクトゥリングルースLLC、トーヨーエイテック(株)、SMMオートファイナンス(株) ほか |
| (3) 主要な非持分法適用会社の名称及び持分法を適用していない理由 | (株)広島東洋カーブ等の持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益及び利益剰余金等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。 |

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日（3月31日）と異なる子会社は、コンパニアコロンビアナアウトモトリスS.A.、ビーキュラスマツダデベネズエラC.A.、マツダ（中国）企業管理有限公司、マツダサウスイーストアジアLtd.、マツダモトールデメヒコS. de R. L. de C. V.、マツダセルヴィシオスデメヒコS. de R. L. de C. V.、マツダモトールマヌファクトゥリングデメヒコS. A. de C. V.、マツダモトールオペラシオネスデメヒコS. A. de C. V.、マツダモーターロシア、000、マツダモトールドブラジルLtda.、ロジスティクスアライアンス（タイランド）Co., Ltd.、倉敷化工（大連）有限公司、マツダマレーシアSdn. Bhd.、マツダパワートレインマニュファクチャリング（タイランド）Co., Ltd.、及びマツダデコロンビアS. A. S. の15社であり、決算日はいずれも12月31日であります。

マツダ（中国）企業管理有限公司、マツダサウスイーストアジアLtd.、マツダモトールドブラジルLtda.、ロジスティクスアライアンス（タイランド）Co., Ltd.、倉敷化工（大連）有限公司、マツダマレーシアSdn. Bhd.及びマツダパワートレインマニュファクチャリング（タイランド）Co., Ltd.の7社については、連結計算書類の作成にあたり、それぞれの決算日現在の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引について、連結上必要な調整を行っております。

コンパニアコロンビアナアウトモトリスS.A.、ビーキュラスマツダデベネズエラC.A.、マツダモトールデメヒコS. de R. L. de C. V.、マツダセルヴィシオスデメヒコS. de R. L. de C. V.、マツダモトールマヌファクトゥリングデメヒコS. A. de C. V.、マツダモトールオペラシオネスデメヒコS. A. de C. V.、マツダモーターロシア、000、及びマツダデコロンビアS. A. S. の8社については、連結計算書類の作成にあたり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を使用しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

主として移動平均法に基づく原価基準によっております。

②デリバティブ取引

主として時価法によっております。

③たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

主として総平均法に基づく原価基準（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

- (2) 重要な固定資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産
(リース資産を除く) 主として定額法によっております。
なお、主として、耐用年数については見積耐用年数とし、残存価額については耐用年数到来時に備忘価額となるよう償却しております。
 - ②無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法によっております。
なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - ③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。
なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法によっております。
 - ②投資損失引当金 投資有価証券、出資金等の投資に対する損失に備えるため、投資先の資産内容等を勘案して計上しております。
 - ③製品保証引当金 製品のアフターサービスの費用に備えるため、主として保証書の約款に従い、過去の実績を基礎に将来の保証見込を加味して計上しております。
 - ④関係会社事業損失引当金 関係会社の事業に伴う損失に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。
 - ⑤環境対策引当金 環境対策を目的とした支出に備えるため、当連結会計年度末における支出見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として期間定額基準によっております。
 - ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

- | | |
|------------------------------|---|
| (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、在外子会社等の会計期間に基づく期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。 |
| (6) 重要なヘッジ会計の方法 | 主として繰延ヘッジ処理によっております。
なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は特例処理を行っております。 |
| (7) のれんの償却方法及び償却期間 | のれんの償却については、投資ごとの効果を発現する期間を勘案して、主として5年間で均等償却することとしております。 |
| (8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項 | |
| ①消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
なお、資産に係る控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。 |
| ②連結納税制度の適用 | 連結納税制度を適用しております。 |

会計方針の変更に関する注記

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る負債に計上しております。なお、年金資産の額が退職給付債務の額を超過している場合は、退職給付に係る資産に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る資産が2,046百万円、退職給付に係る負債が70,149百万円計上されております。また、その他の包括利益累計額が3,844百万円、少数株主持分が105百万円減少しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

連結貸借対照表に関する注記

1.	たな卸資産		
	商品及び製品	232,021	百万円
	仕掛品	80,875	百万円
	原材料及び貯蔵品	10,781	百万円
2.	有形固定資産の減価償却累計額	1,079,892	百万円
3.	担保に供している資産及び担保権によって担保されている債務		
(1)	担保に供している資産（期末帳簿価額）		
	建物及び構築物	61,775	百万円
	機械装置及び運搬具	81,674	百万円
	工具、器具及び備品	7,529	百万円
	土地	245,533	百万円
	たな卸資産	70,739	百万円
	その他	63,247	百万円
	計	530,497	百万円
(2)	担保権によって担保されている債務		
	短期借入金	30,412	百万円
	長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む。）	81,004	百万円
	社債（1年内償還予定の社債を含む。）	550	百万円
	計	111,966	百万円
4.	保証債務等		
	金融機関等借入金等に対する保証債務及び保証予約等		
	オートアライアンス（タイランド）Co., Ltd.	12,542	百万円
	（株）神戸マツダ	1,250	百万円
	マツダロヒスティカデメヒコS.A. de C.V.	268	百万円
	（株）和歌山マツダ	250	百万円
	その他	418	百万円
	計	14,728	百万円
5.	当社は、「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。この評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。		
	再評価を行った年月日	平成13年3月31日	
	同法律第3条第3項に定める再評価の方法		
	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価額の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算定しております。		
	同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額の差額	98,990	百万円

連結損益計算書に関する注記

1. 補助金収入
補助金収入224百万円は、東日本大震災により被災した連結子会社に対する福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金であります。
2. 関係会社事業損失引当金繰入額
関係会社事業損失引当金繰入額36,616百万円は、国内及び海外関係会社の事業に伴う損失に係るものであります。
3. 法人税等調整額
法人税等調整額には、連結子会社において繰延税金資産の回収可能性を検討した結果計上した△40,071百万円を含んでおります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 2,999,377,399株
2. 剰余金の配当に関する事項
(1) 配当金支払額等
該当事項はありません。
(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
平成26年6月24日開催予定の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
平成26年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,989百万円	1円	平成26年3月31日	平成26年6月25日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項
当企業集団は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入、社債発行、ファイナンス・リース取引などにより資金を調達しております。
受取手形及び売掛金、並びに貸付金に係る顧客の信用リスクは、内部管理規定に沿ってリスク低減を図っております。有価証券は信用力の高い金融機関の譲渡性預金等であり、信用リスクは僅少であります。また投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。
外貨建て営業債権に係る為替変動リスクは、原則として外貨建て営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約等を利用してヘッジしております。借入金、社債発行、ファイナンス・リース取引などにより調達した資金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息を固定化しております。なお、デリバティブは内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金及び預金	328,154	328,154	—
(2) 受取手形及び売掛金(*1)	180,369	180,369	—
(3) 有価証券			
その他有価証券	152,738	152,738	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	9,141	9,141	—
(5) 長期貸付金(*2)	4,320	4,320	—
負債			
(1) 支払手形及び買掛金	331,678	331,678	—
(2) 未払金	38,469	38,469	—
(3) 短期借入金	105,283	105,283	—
(4) 社債	40,550	40,890	340
(5) 長期借入金	591,942	608,873	16,931
(6) リース債務	4,960	5,003	43
デリバティブ取引(*3)	(2,949)	(2,949)	—

(*1) 売掛金に個別に計上している貸倒引当金（連結貸借対照表計上額 175百万円）を控除して表示しております。

(*2) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金（連結貸借対照表計上額 2,509百万円）を控除して表示しております。また連結貸借対照表では流動資産のその他に含まれている、1年以内に償還される長期貸付金（連結貸借対照表計上額 278百万円）も含めて表示しております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は（ ）で示しております。

（注）1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(3) 有価証券

有価証券は信用力の高い金融機関の譲渡性預金等であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券については、株式は取引所の価格によっております。

(5) 長期貸付金

当企業集団の長期貸付金は変動金利建てであり、短期間で市場金利を反映すること、並びに貸付先の信用状態が実行後大きく変化していないことから、当該帳簿価額によっております。また貸倒懸念債権については、担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、並びに (3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

当企業集団の発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金、及び (6) リース債務

これらについては、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により時価を算定しております。変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により時価を算定しております（下記「デリバティブ取引」参照）。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、期末の先物為替相場により算定しております。金利スワップのうち原則的処理方法によるヘッジ会計を適用しているものは、取引金融機関等から提示された価格等により時価を算定しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記「負債(5) 長期借入金」参照）。

(注 2) その他有価証券に含まれる非上場株式等（連結貸借対照表計上額 2,321 百万円）、並びに関連会社株式等（連結貸借対照表計上額 136,890 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3) 有価証券」及び「資産(4) 投資有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 221円04銭

1 株当たり当期純利益 45円40銭

(注) 「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。なお、当会計基準等の適用により 1 株当たり純資産額に与える影響は軽微であります。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

3. 計算書類

個別注記表

継続企業の前提に関する注記
該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

- ①有 価 証 券 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法に基づく原価基準によっております。
その他有価証券
時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
時価のないもの
移動平均法に基づく原価基準によっております。
- ②デリバティブ取引 主として時価法によっております。
- ③た な 卸 資 産 総平均法に基づく原価基準（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- ①有 形 固 定 資 産 定額法によっております。
(リース資産を除く) なお、耐用年数については、見積耐用年数とし、残存価額については、耐用年数到来時に備忘価額となるよう償却しております。
- ②無 形 固 定 資 産 ソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
(リース資産を除く)
- ③リ ー ス 資 産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。
なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

3. 引当金の計上基準

- ①貸 倒 引 当 金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権等については財務内容評価法によっております。
- ②投 資 損 失 引 当 金 投資有価証券、関係会社株式等の投資に対する損失に備えるため、投資先の資産内容等を勘案して計上しております。
- ③製 品 保 証 引 当 金 製品のアフターサービスの費用に備えるため、保証書の約款に従い、過去の実績を基礎に将来の保証見込を加味して計上しております。

- ④退職給付引当金 従業員及び執行役員の退職給付に備えるためのものです。従業員部分については、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。
- 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- 執行役員部分については、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑤関係会社事業損失引当金 関係会社の事業に伴う損失に備えるため、関係会社の財務内容等を勘案して計上しております。
- ⑥環境対策引当金 環境対策を目的とした支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額を計上しております。
4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ①ヘッジ会計の処理方法 繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は特例処理を行っております。
- ②退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- ③消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。
- ④連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

貸借対照表に関する注記

1.	有形固定資産の減価償却累計額	939,335	百万円
2.	関係会社に対する短期金銭債権	291,543	百万円
3.	関係会社に対する長期金銭債権	3,177	百万円
4.	関係会社に対する短期金銭債務	63,552	百万円
5.	関係会社に対する長期金銭債務	2,626	百万円
6.	担保に供している資産及び担保権によって担保されている債務		
	①担保に供している資産（期末帳簿価額）		
	建物	37,646	百万円
	構築物	4,820	百万円
	機械及び装置	80,342	百万円
	工具、器具及び備品	7,378	百万円
	土地	163,127	百万円
	その他	1,866	百万円
	計	295,179	百万円
	②担保権によって担保されている債務		
	長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	64,276	百万円
7.	元利金の支払請求権の効力が他の債権よりも後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金	1,467	百万円
8.	保証債務等		
	金融機関等借入金等に対する保証債務及び保証予約等		
	マツダモーターマヌファクチャリングデメヒコS. A. de C. V.	57,613	百万円
	マツダモーターロジスティクスヨーロッパ N. V.	49,958	百万円
	オートアライアンス(タイランド) Co., Ltd.	12,542	百万円
	マツダモーターオブアメリカ, Inc.	11,561	百万円
	東海マツダ販売(株)	4,440	百万円
	(株)関東マツダ	3,990	百万円
	(株)東北マツダ	3,566	百万円
	その他	15,181	百万円
	計	158,851	百万円

9. 「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。この評価差額のうち当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成13年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価額の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算定しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額の差額

98,990 百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高	1,653,779 百万円
仕入高	184,576 百万円
販売費及び一般管理費	47,821 百万円
営業取引以外の取引	48,977 百万円

2. 関係会社事業損失引当金戻入額

関係会社事業損失引当金戻入額 14,755百万円は、主として海外関係会社の財務状況の改善が認められたことによるものであります。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	10,207,325 株
------	--------------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	913 百万円
未払賞与	6,233 百万円
製品保証引当金	11,297 百万円
関係会社事業損失引当金	23,923 百万円
退職給付引当金	15,498 百万円
減損損失	4,196 百万円
投資有価証券等評価損	54,152 百万円
未払費用等	9,342 百万円
繰越欠損金	28,476 百万円
その他	14,786 百万円

繰延税金資産小計 168,816 百万円

評価性引当額 △122,816 百万円

繰延税金資産合計 46,000 百万円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用等	<u>△1,655 百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>44,345 百万円</u>

再評価に係る繰延税金負債

土地の再評価に係る繰延税金資産	637 百万円
評価性引当額	△637 百万円
土地の再評価に係る繰延税金負債	<u>△75,195 百万円</u>
土地の再評価に係る繰延税金負債の純額	<u>△75,195 百万円</u>

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の37.8%から35.4%になります。

この税率変更により、当事業年度において、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は3,188百万円減少し、法人税等調整額が3,143百万円増加しております。また、繰延ヘッジ損益は45百万円減少しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注4)
子会社	マツダモーター インターナショナル 株式会社	所有 直接100%	当社製品の販売 役員の派遣	自動車の販売 (注1)	303,473	売掛金	19,750
子会社	マツダモーター オブアメリカ, Inc.	所有 直接100%	当社製品の販売 役員の派遣	自動車の販売 (注1)	521,510	売掛金	78,717
				資金一括管理に よる預入又は貸 付(注2)	86,117	貸付金	43,594
子会社	マツダオーストラリア Pty. Ltd.	所有 直接100%	当社製品の販売 役員の派遣	自動車の販売 (注1)	194,969	売掛金	12,606
				配当金	9,322	未収金	9,322
子会社	マツダモーター ロジスティクス ヨーロッパN.V.	所有 直接100%	当社製品の販売 役員の派遣	借入債務の保証	49,958	保証債務	49,958
子会社	マツダモーター マシナリーファクトリング デメヒコS.A. de C.V.	所有 直接70%	当社製品の製造 販売 役員の派遣	借入債務の保証	57,613	保証債務	57,613

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件の決定方針については、通常取引と同様の方法により決定しております。

(注2) 資金一括管理による預入又は貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引金額は期中平均残高を記載しております。

(注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。

(注4) 期末残高には消費税等を含めております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

226円91銭

1株当たり当期純利益

55円54銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。